

苫小牧市強靱化計画（素案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和2年12月25日 ～ 令和3年1月23日 （30日間）

意見提出人数 2人

提出意見件数 6件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・整理要約 有・無) 平成25年に法律が施行されて、国・道は早い段階で強靱化計画を作ったようですが、苫小牧市は策定が遅いと感じました。もう少し早く策定すべきだったのではないのでしょうか。	本市においては、これまで、地域防災計画のほか、分野別の各種計画に基づき様々な取組を行い、大規模自然災害に備えてまいりました。国はこの度、国土強靱化地域計画に基づく事業に関し、交付金を重点配分・優先採択するとともに、計画への事業掲載を要件化する方針を示しましたことから、本市としては、近年の自然災害の発生状況や、国のこのような動きを踏まえ、このタイミングで計画を策定することとしたところです。改めて、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、これまで実施してきた各種の取組に今後必要となる新たな取組を加え、一つの計画としてまとめることで、本市の強靱化を一体的に推進してまいります。	D
2	1	(原文・整理要約 有・無) 苫小牧市は津波と噴火が心配です。十分な対策をお願いしたいです。	大規模津波に対しては、P15-16 1-3「大規模津波等による多数の死傷者の発生」に記載しております。ここで、津波ハザードマップの改訂や津波避難体制の整備に取り組んでまいります。 火山噴火については、P14-15 1-2「火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生」に記載しております。ここで、警戒避難体制の整備等について取り組んでまいります。	D

3	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>避難所でのコロナ対策は行われるのでしょうか。今、災害が起きると非常に心配です。</p>	<p>指定避難所における感染症の発生やまん延の防止については、P26-28 2-3「被災地における医療・福祉機能等の麻痺」に記載しております。ここで、備蓄品の整備や密集状態を避けた避難等について取り組んでまいります。</p>	D
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>強靱化計画の策定に合わせて、すでにある個別計画の修正が必要かと思うのですが。</p>	<p>本計画は、国や北海道の強靱化計画と"調和"を図り、分野別計画と"連携"しながら重点的・分野横断的に推進することとしております。本市の分野別計画について、概ね本計画（案）との方向性は同じであり、大きく修正が必要な計画はないと認識しておりますが、今後、それぞれの計画の見直し及び改定時期に合わせ、本計画との整合性を図ってまいります。</p>	C
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>計画期間は令和7年度までとのことですが、北海道強靱化計画は令和2～6年度までとなっているようです。北海道の計画と期間を合わせて、オール北海道として一体となった取り組みが必要かと思えます。</p>	<p>本計画は「国土強靱化計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図ることとしております。国や北海道の計画が変更された場合、本計画の見直しの必要性を検討することとなりますが、その内容を検討する期間が必要なことから、今後も同一とはならないと考えております。</p>	D
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>各施策プログラムに記載されている指標の目標値について、いくつか令和2年のものが散見されます。令和3年度からの計画期間ですので、目標値として令和2年のものを設定することに違和感があります。</p>	<p>各指標の目標値は、分野別の各種計画などに示されている数値を引用しております。可能な限り最新の値を示しておりますが、ご指摘のとおり令和3年以降の数値であることが適切であると考えております。今後、それぞれの計画の改定時期に併せ見直してまいります。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。